

地域活動貢献企業認定事業(社会貢献優良企業優遇制度)

福岡市では、企業の社会や市・地域への貢献活動を評価し、当該社会貢献活動の促進及び本市事業の推進を図ることを目的として、社会貢献度の高い地場企業(社会貢献優良企業)に対して優先指名する等の優遇制度を設けております。

この優遇制度の対象となる、令和9年度の「地域活動貢献企業」の認定申請を以下のとおり受け付けますので、申請をお待ちしております。

対象企業

ふくおか共創パートナー企業に登録された企業

ふくおか共創パートナー企業

地域と一緒にまちづくりに取り組む企業等を市が登録し、その取組みを市ホームページで紹介する制度です。
申請はインターネットから簡単に行えます。
(右の二次元バーコードから市HPへリンクします)



認定要件

対象企業のうち、次のいずれかの取組みを行っている企業

①	令和8年6月1日から令和9年5月31日までの1年間において、自治協議会や自治会・町内会が実施する地域活動に対し、 <u>雇用主が従業員を参加させた実績</u> がある
②	令和8年6月1日から令和9年5月31日までの1年間において、自治協議会や自治会・町内会が実施する地域活動に対し、 <u>所有又は占有する不動産を無償又は有利な条件で貸与した実績</u> がある

※認定後、毎年度の実績報告が必要です。

詳細は裏面をご確認ください。

認定による優遇

「令和7・8・9年度競争入札有資格者名簿」に記載されている企業は、社会貢献優良企業として、市との契約において優遇の対象となります。

「認定のぼり旗」

もれなく
プレゼント!

1,800mm
×
600mm



認定申請受付期間

令和9年6月1日～令和9年6月30日(窓口持参の場合は、土日祝日を除く)

認定有効期間

令和9年8月1日～令和12年7月31日(3年間)

認定申請方法

市ホームページに掲載している認定申請書(様式第1号)に、下表に記載する挙証資料を添付し、メール・郵送・持参のいずれかの方法でご提出ください。

**※事前に地域へご説明のうえ、申請書に自治協議会または
自治会・町内会の会長の署名が必要です。**

挙証書類	例
取組みを行ったことが確認できる書類	事業計画書、当日の写真、任意で作成した実施報告資料 等

認定後の実績報告

認定後は毎年を取組状況について報告書の提出が必要です。
市ホームページに掲載している「実績報告書(様式第6号)」に、下表に記載する挙証資料を添付し、メール・郵送・持参のいずれかの方法でご提出ください。

挙証書類	例
取組みを行ったことが確認できる書類	事業計画書、当日の写真 等

■実績報告の提出期間

毎年8月1日～8月31日(窓口持参の場合は、土日祝日を除く)

【令和9年度の認定取得事業者の場合】

1年目: R9.8.1～R10.7.31の実績 ⇒ R10.8.1～R10.8.31に提出

2年目: R10.8.1～R11.7.31の実績 ⇒ R11.8.1～R11.8.31に提出

3年目: R11.8.1～R12.7.31の実績 ⇒ R12.8.1～R12.8.31に提出(※)

※認定期間経過に伴う再申請にあたり、要件に該当する取組みをR11.8.1～R12.5.31に行った場合は、
3年目の報告は不要

提出先・お問い合わせ先

福岡市 市民局 コミュニティ推進部 コミュニティ推進課

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1(市役所7階)

電話:092-711-4286 メール:community.CAB@city.fukuoka.lg.jp